

宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

令和五年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 広島県条例第三号

#### 宅地造成等規制法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

##### る条例

(広島県建築基準法施行条例の一部改正)

第一条 広島県建築基準法施行条例(昭和四十七年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(がけ付近の建築物) 第四条の二 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 当該がけに係る災害防止工事について、宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。)による改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十三条第二項の検査済証の交付があつたとき。 四 当該がけに係る災害防止工事について、改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法第十三条第二項の検査済証の交付があつたとき。 五 前四号に掲げるもののほか、建築物の位置及び構造、がけの土質並びに災害防止措置の状況により特定行政庁が建築物の安全上支障がないと認めたととき。</p>	<p>(がけ付近の建築物) 第四条の二 (略) 2 (略) 一・二 (略) 三 当該がけに係る災害防止工事について、宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十三条第二項の検査済証の交付があつたとき。 四 前三号に掲げるもののほか、建築物の位置及び構造、がけの土質並びに災害防止措置の状況により特定行政庁が建築物の安全上支障がないと認めたととき。</p>

(広島県手数料条例の一部改正)

第二条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
-----	-----

別表（第二条関係）				別表（第二条関係）			
法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額
宅地造成等規 制法の 一部を 改正す る法律 (令和 四年法 律第五 十五号 附則)				宅地造成等規 制法(昭 和三 十六年 法律第 百九十 一号。以下こ の項に おいて 「法」 という。			
前例 により							
な お 従 に よ る							
こと に よ る							
され る							
同法 に よ る							
正前 の 宅地 造成 等規 制法							
昭和三 十六年 法律第 百九十 一号。							
以下こ の項に おいて 「法」 という。							
(略)							
(略)							
(略)							
(略)							

(広島県生活環境の保全等に関する条例の一部改正)

第三条 広島県生活環境の保全等に関する条例(平成十五年広島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>四十条 (土地の改正時における変更者の義務)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第十二条第一項の規定により許可を受けなければならない行為(同法第一条第二号に規定する宅地造成又は同法第三号に規定する特定盛土等であつて、行為に係る面積が千平方メートル以上のものに限る。)</p> <p>2-4 (略)</p>	<p>四十条 (土地の改正時における変更者の義務)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第九十一号)第八条第一項の規定により許可を受けなければならない行為(行為に係る面積が千平方メートル以上のものに限る。)</p> <p>2-4 (略)</p>

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和五年五月二十六日から施行する。

(経過措置)

2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和四年法律第五十五号。以下「改正法」という。）による改正前の宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第八条第一項及び改正法附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の宅地造成等規制法第八条第一項の規定により許可を受けなければならない行為に係る第三条の規定による改正後の広島県生活環境の保全等に関する条例第四十条から第四十三条までの規定の適用については、なお従前の例による。